

○名寄市立大学人権擁護委員会規程

平成20年 3月17日

改正 平成24年 3月16日

平成25年12月 4日

平成29年 3月16日

平成29年 5月10日

平成30年 6月 6日

令和 2年 3月 3日

(設置)

第1条 人権擁護とハラスメント防止に関するガイドラインに基づき、人権擁護委員会(以下「委員会」という)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学構成員及び関係者が、ハラスメント等の人権侵害や勉学上及び生活上の不利益を受けることなく、身体的にも心理的にも安全で快適な環境において学び、研究・教育し、働くことができる機会と権利を保障するキャンパスをつくることを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために以下の各号を任務とする。

- (1) 委員会は、人権擁護とハラスメント防止のための研修、啓発活動を企画・実施する。
- (2) 委員会は、人権相談員に対して適切な相談活動が行われるよう支援する。
- (3) 委員会は、把握した事案について検討しなければならない。
- (4) 委員会は本人からの書面による申し立てがあった場合には遅滞なく、問題解決への適切な対応をする。
- (5) 委員会は申立者に事実を確認し、被申立者に事情を聞くとともに弁明の機会を与えなければならない。
- (6) 委員会は必要な場合は学内の当該組織や学内外の関係者に事情を聞くことができる。
- (7) 委員会は、「調整」、「通知」、「斡旋」及び「調査委員会の設置」のうち、妥当であると判断される処理を行う。これらに関する手続については、別に要綱を定める。
- (8) 委員会は、重大な事案について調査委員会を設けることができる。
- (9) 委員会は、調査委員会からの調査報告を受けて、その結果を遅滞なく学長に報告するとともに、大学がとるべき必要な措置について学長に勧告する。
- (10) ハラスメント等に係る事案について、当事者及び関係者へのケアを行う。
- (11) 委員会は、第1号から第10号までの規定以外のハラスメントに関する対策と措置を行う。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、学長及び副学長と当該年度の保健福祉学部長、学生部長を除き、全教職員により選出された専任教員5人(男性・女性各2人以上を含む)で構成する。

2 人権擁護委員は、人権相談員を兼ねることができない。

3 人権擁護委員の任期は1年とする。ただし、連続する3年の任期を超えて再任されない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は被申立者が学長であった場合は、学長にかわって当該事案について大学がとるべき必要な措置をとり、問題解決にあたる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め又は意見を聴くことができる。

5 委員会が事案の審議、検討を行うに当たり、委員が自己又は自己が密接な関係のある者に直接利害関係を有する事案については、その調査審議に加わることができないものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は当事者、関係者のプライバシーを尊重し、知りえた事情について守秘義務を負う。

2 委員は任期を終えた以降も、前項の趣旨にもとづいて守秘義務を負う。

(被選挙権)

第8条 人権擁護委員の被選挙権は学長及び保健福祉学部長と学生部長を除く、専任教員とする。

2 被選挙権は放棄することができない。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、事務局において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成20年4月1日から施行する。

(廃止)

2 名寄市立大学・市立名寄短期大学人権擁護委員会規程（平成18年7月5日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月10日から施行する。

附 則（平成30年6月6日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 3 月 3 日)

この規程は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。